



## 特定自主検査に係る改正

法45条  
令和8年1月1日施行

自主検査のうち、特に検査が技術的に難しく、また一度事故が発生すると大きな災害をもたらすおそれのある機械等についての検査を特定自主検査という。

特定自主検査の実施主体について、一定の資格を有する労働者、検査業者に加え、一定の資格を有する事業者が追加されることとなった。また、特定自主検査が厚生労働大臣の定める基準に従って行われなければならない旨が明記された。

### ●法45条（定期自主検査）

旧	新
<p>① 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。</p> <p>② 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）を実施させなければならない。</p> <p>③ 新設</p>	<p>① 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、<b>定期に自主検査</b>を行ない、及びその<b>結果を記録</b>しておかなければならない。</p> <p>② 事業者は、自主検査のうち<b>特定自主検査</b>を行うときは、<b>当該事業者</b>（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める<b>資格</b>を有するものが自ら実施し、又は、その使用する<b>労働者</b>で厚生労働省令で定める<b>資格</b>を有するもの若しくは<b>検査業者</b>（厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿への登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者）に実施させなければならない。</p> <p>③ <b>特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準</b>に従って行わなければならない。</p>



厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が労働安全衛生法の規定に違反していると認めるときは、その検査業者に対し、特定自主検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法54条の6）。